

令和5年2月20日

拓殖大学

学長 鈴木 昭一

国際交流留学生センター長

副学長 甲斐 信好

## 今後の海外留学プログラム及び海外渡航全般の取り扱いの方針

学生の皆さんの海外留学プログラム及び海外渡航全般の取り扱いについて、現在の諸状況を踏まえ、次の通りとしました。

関係省庁より、令和4年10月11日以降の水際措置の見直しが発表され、国際的な人の往来が再開しましたが、新型コロナウイルス感染症は決して終息したわけではありません。

しかしながら本学は、建学の理念に基づく拓殖人材育成の観点から、学生の健康と安全及び受入先となる国・地域や提携校関係者に対する責任を考慮し、引き続き大学主催海外留学プログラムについて、下記条件を満たす場合に、必要な手続を経て渡航を認めることとします。

### ー大学主催海外留学プログラム(TUSAP)ー

※TUSAP：大学主催の交換留学、長期研修、短期研修、個人研修奨学金を指す

1. 渡航先国・地域に入境制限がなく、ワクチン接種証明や渡航に必要なビザの取得、旅行総合保険への加入等、渡航に支障を来さないこと
2. 提携校が海外からの留学生受入を許可していること
3. 個人研修奨学金および単位認定を伴う海外渡航においては、新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合、学生及び保証人が対処出来ること

**※その他の海外渡航全般については、渡航先国・地域の状況を十分に把握し安全を確認した上で、注意して出かけるようにしてください。**

なお、今後の日本国内を含む世界的な感染状況によって、方針を変更することがあります。

以上